

保税蔵置場等の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年 6月 4日

大阪税関長 高木 隆

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原 因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
株式会社日新 神奈川県横浜市中区尾上町6丁目 81番地	株式会社日新 藤永田 大阪府大阪市住之江区柴谷1丁目 10番3 (4AW96)	廃業	—	平成30年 5月31日